

報告第20号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月5日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	28. 4. 10	円 149,040	平成28年1月13日、多摩区***** ***先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
2	環境局	28. 5. 9	円 199,670	平成27年6月29日、宮前区神木本町2丁目10番1号先路上で、本市中型ごみ収集車が、左折しようとした際、左後方から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
3	環境局	28. 5. 24	円 340,000	平成28年4月2日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、右折しようとした際、被害者所有のブロック塀及びフェンスに接触し、破損させたもの
4	環境局	28. 6. 2	円 432,000	平成27年7月23日、多摩区***** **マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
5	環境局	28. 6. 3	円 239,263	平成28年4月22日、多摩区***** ***ガソリンスタンド敷地内で、本市中型ごみ収集車が、給油のため停車しようとした際、被害者所有の給油ホースに接触し、破損させたもの

6	環境局	28. 6. 4	円 105,840	平成28年4月18日、多摩区***** ***敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
7	環境局	28. 6. 10	円 30,996	平成28年4月27日、中原区木月1丁目25番8号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
8	環境局	28. 6. 15	円 239,597	平成28年5月10日、麻生区高石6丁目25番6号先路上で、本市小型ごみ収集車が、一時停止した後、発進した際、当該小型ごみ収集車を追い越そうと右後方から走行してきた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの
9	環境局	28. 6. 27	円 244,737	平成28年3月24日、宮前区潮見台23番先路上で、本市大型ごみ運搬車が、カーブを曲がろうとして車線をはみ出したところ、右側車線を後方から走行してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
10	経済労働局	28. 3. 31	円 306,806	平成27年12月26日、中央卸売市場北部市場内で、被害者所有の大型トラックが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該大型トラックを破損させたもの
11	環境局	28. 7. 26	円 23,760	平成28年5月11日、被害者宅内で、本市職員が、粗大ごみの収集作業中、当該粗大ごみが当該被害者宅内の階段の手すりに接触し、破損させたもの
12	建設緑政局	28. 6. 10	円 103,209	平成28年1月29日、宮前区有馬9丁目1番8号先路上で、被害者所有の普通トラックが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該普通トラックを破損させたもの
13	港湾局	28. 7. 13	円 13,120	平成28年6月10日、川崎区東扇島6番地11先緑道で、本市職員が草刈り作業中、草刈機の刃が、被害者所有の自転車に接触し、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
35	27.3.18	五反田川 放水路放 流部函体 築造工事	東京都中央区京橋2丁目 16番1号 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸	契約金額 971,314,200 円	契約金額 988,257,240 円	28.8.15	国土交通 省京浜河川 事務所施工 の堤外水路 及び樋門の 工事との調 整により、 工事搬入路 を移設した こと等によ る増額の変 更を行うも のである。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	28. 5. 20	*****	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料209,361円、延滞金及び平成27年12月20日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月37,300円の支払を求めるもの
2	28. 5. 20	*****	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料234,748円、延滞金及び平成28年1月17日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,800円の支払を求めるもの
3	28. 6. 22	*****	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに平成25年7月1日から平成26年6月21日までの当該市営住宅の使用料相当損害金155,850円及び同月22日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月25,500円の支払を求めるもの

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	28. 7. 26	*****	左記の相手方は、239,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成28年7月から平成30年5月までの間は毎月10,000円、同年6月は9,600円に分割して支払うこととするもの